# 認定基準等チェック表　（第１表　相対値基準・原則用）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人名 |  | 実績判定期間 | 　　年　月　日～　　年　月　日 |
| １　経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間（注意事項参照）において５分の１以上であること。 | ﾁｪｯｸ欄 |
|  |
|

|  |
| --- |
| 実績判定期間 |

 |
|  | 経常収入金額（㋙の金額） | ………………………………………… | ① | 円 |  |
|  |
|  | 総　収　入　金　額 | ㋐ | 円 |  |
| 控　 　除 　　金 　　額 | 国の補助金等の金額（㋡欄に金額の記載がある場合は、記入不可） | ㋑ | 円 |
| 委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額 | ㋒ | 円 |
| 法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額 | ㋓ | 円 |
| 資産の売却収入で臨時的なものの金額 | ㋔ | 円 |
| 遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額（付表１（相対値基準・原則用）Ⓛ欄の「（　）」） | ㋕ | 円 |
| 寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が１千円未満のものの額（付表１（相対値基準・原則用）Ⓘ欄） | ㋖ | 円 |
| 寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかでない寄附金額（付表１（相対値基準・原則用）Ⓔ欄） | ㋗ | 円 |
| 休眠預金等交付金関係助成金（付表１（相対値基準・原則用）Ⓙ欄） | ㋘ |  |  |
| 差引金額　（㋐－㋑－㋒－㋓－㋔－㋕－㋖－㋗－㋘） | ㋙ | 円 | ➯① |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ヘ |
|  | 寄附金等収入金額（㋢の金額） | …………………………… | ② | 円 |  |
|  |
|  | 受入寄附金総額（付表１（相対値基準・原則用）Ⓐ欄） | ㋚ | 円 |  |
| 控 除 金 額 | 一者当たり基準限度超過額の合計額（付表１（相対値基準・原則用）Ⓛ欄） | ㋛ | 円 |
| 寄附者の氏名(法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が１千円未満のものの額（付表１（相対値基準・原則用）Ⓘ欄） | ㋜ | 円 |
| 寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額（付表１（相対値基準・原則用）Ⓔ欄） | ㋝ | 円 |
|  | 休眠預金等交付金関係助成金（付表１（相対値基準・原則用）Ⓙ欄） | ㋞ |  |  |
|  | 差引金額　（㋚－㋛－㋜－㋝－㋞） | ㋟ | 円 | ➯② |
| 会費収入（㋟欄と付表２（相対値基準用）④欄のうちいずれか少ない金額） | ㋠ | 円 |
| 国の補助金等の金額（㋟欄の金額を限度とする。） | ㋡ | 円 |
| 合計金額　（㋟＋㋠＋㋡） | ㋢ | 円 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　へ |
|  | 基準となる割合　（②÷①） | ………………………………………………………… | ③ | ％ |  |
|  |

（注意事項）

・　実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前５年（認定を受けたことのない法人の場合は２年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。

したがって、例えば、3月決算法人が平成29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日（認定を受けたことのない法人の場合は平成27年４月１日から平成29年3月31日）となります。

・　チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第２表以下についても同様です。）。

「認定基準等チェック表」（第１表　相対値基準・原則用）記載要領

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | 記　　載　　要　　領 | 注　意　事　項 |
| 「総収入金額㋐」欄 | 　活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。 | 　その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。 |
| 「国の補助金等の金額㋑」欄 | 総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第１に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。 | 「国の補助金等の金額㋡」欄に金額の記載がある場合は記入できません。 |
| 「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㋒」欄 | 　総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。 |  |
| 「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㋓」欄 | 総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。 |  |
| 「資産の売却収入で臨時的なものの金額㋔」欄 | 　総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。 | 貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。 |
| 「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㋕」～「休眠預金等交付金関係助成金㋘」及び「受入寄附金総額㋚」～「休眠預金等交付金関係助成金㋞」の各欄 | 「第１表付表１（相対値基準・原則用）」の各該当欄の金額を転記します。 |  |
| 「会費収入㋠」欄 | 「差引金額㋟」欄と「第１表付表２（相対値基準用）④」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。 |  |
| 「国の補助金等の金額㋡」欄 | 国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㋟」欄の金額を限度として記載します。 | 国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。 |

認定基準等チェック表　（第１表　相対値基準・小規模法人用）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人名 |  | 実績判定期間 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 実績判定期間（注意事項参照）における下欄３の㋗欄の金額に占める㋞欄の金額の割合（㋟欄）が、５分の１以上であること | ﾁｪｯｸ欄 |
|  |
| 小規模法人の判定　　　実績判定期間の総収入金額　　　　　　　円　１×１２ ＝ Ⓐ　　　　　　　　　円　　　　　　　　　実績判定期間の月数　　　　　　月

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ⓐが８００万円未満である | は　い | ２　へ |
| いいえ | 　小規模法人の例計算・・・適用不可 |

　２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が３千円以上の寄附者（役員、社員を除く。）の数が５０人以上である | は　い | 小規模法人の特例計算・・・適用可３ へ |
| いいえ | 小規模法人の特例計算・・・適用不可 |

 |
| 　　　　小規模法人の特例計算を適用する場合３

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総　収　入　金　額 | ㋐ | 円 |
| 控除金額 | 国の補助金等の金額（㋝欄に金額の記載がある場は、記入不可） | ㋑ | 円 |
| 委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額 | ㋒ | 円 |
| 法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額 | ㋓ | 円 |
| 資産の収入で臨的ものの金額 | ㋔ | 円 |
| 遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額（付表１（相対値基準・小規模法人用）Ⓙ欄の「（　）」） | ㋕ | 円 |
| 休眠預金等交付金関係助成金（付表１（相対値基準・小規模法人用）Ⓗ欄） | ㋖ |  |
| **差引金額（㋐－㋑－㋒－㋓－㋔―㋕―㋖）** | **㋗** | **円** |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受入寄附金総額（付表１（相対値基準・小規模法人用）Ⓐ欄） | ㋘ | 円 |
| 控除金 | 一者当たり基準限度超過額の合計額（付表1（相対値基準・小規模法人用）Ⓙ欄） | ㋙ | 円 |
| 休眠預金等交付金関係助成金（付表１（相対値基準・小規模法人用）Ⓗ欄） | ㋚ |  |
| 差引金額　（㋘－㋙－㋚） | ㋛ | 円 |
| 会費収入（㋛欄付表２（相対値基準用）④欄のうちいずれか少ない金） | ㋜ | 円 |
| 国の補助金等の金（㋙欄の額を限とする） | ㋝ | 円 |
| **合計金額　（㋛＋㋜＋㋝）** | **㋞** | **円** |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **基準となる割合　（㋞÷㋗）** | ･････････・・・・・・・・・・・・・・・ | **㋟** | **％** |

 |

（注意事項）

・　実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前５年（認定を受けたことのない法人の場合は２年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。

したがって、例えば、３月決算法人が平成29年６月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年４月１日から平成29年３月31日（認定を受けたことのない法人の場合は平成27年４月１日から平成29年３月31日）となります。

・　チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第２表以下についても同様です。）。

「認定基準等チェック表」（第１表　相対値基準・小規模法人用）記載要領

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | 記　　載　　要　　領 | 注　意　事　項 |
| 「実績判定期間の月数」欄 | 実績判定期間の月数の総数を記載します。 | 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。 |
| 「総収入金額㋐」欄 | 活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。 | その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。 |
| 「国の補助金等の金額㋑」欄 | 総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第１に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。 | 「国の補助金等の金額㋛」欄に金額の記載がある場合は記入できません。 |
| 「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㋒」欄 | 　総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。 |  |
| 「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㋓」欄 | 総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。 |  |
| 「資産の売却収入で臨時的なものの金額㋔」欄 | 　総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。 | 貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。 |
| 「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㋕」、「休眠預金等交付金関係助成金㋖」、「受入寄附金総額㋘」、「一者当たり基準限度超過額の合計㋙」、「休眠預金等交付金関係助成金㋚」の各欄 | 　「第１表付表１（相対値基準・小規模法人用）」の各該当欄の金額を転記します。 |  |
| 「会費収入㋜」欄 | 「差引金額㋛」欄と「第１表付表２（相対値基準用）④」欄のうちいずれか少ないほうの金額を記載します。 |  |
| 「国の補助金等の金額㋝」欄 | 国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㋛」欄の金額を限度として記載します。 | 国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。 |

# 認定基準等チェック表　（第１表　絶対値基準用）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人名 |  | 実績判定期間 | 　　年　月　日～　年　月　日 |
| 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数（※）の合計数が年平均100人以上であること | ﾁｪｯｸ欄 |
|  |
| 【留意事項】１　寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。２　寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。３　貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。 |
|   |
|  | 実績判定期間内の各事業年度 |  | ⓐ | ⓑ | ⓒ | ⓓ | ⓔ |  |
|  | 自 | 令和　年　月　日 | 令和　年　月　日 | 令和　年　月　日 | 令和　年　月　日 | 令和　年　月　日 |
| 至 | 令和　年　月　日 | 令和　年　月　日 | 令和　年　月　日 | 令和　年　月　日 | 令和　年　月　日 |
| 年3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上である | はい　いいえ | はい　いいえ | はい　いいえ | はい　いいえ | はい　いいえ |
| 【チェック欄】□　**寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみ**を数えていますか。□　寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。□　貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。 |
| 　○　実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数（※）が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。 |
|  | 年3,000円以上の寄附者の数（※） | ⓐ | ⓑ | ⓒ | ⓓ | ⓔ | 合計 |  |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | Ａ | 人 |
| 実績判定期間の月数（注）一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。 | Ｂ | 月 |
|

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数(※） | Ａ | 人 | ×　12 | ＝ | 人 | ≧１００人 |
| 実績判定期間の月数 | Ｂ | 　　月 |  |

 |

（注意事項）

・　実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前５年（認定を受けたことのない法人の場合は２年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。

したがって、例えば、３月決算法人が平成29年６月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年４月１日から平成29年３月31日（認定を受けたことのない法人の場合は平成27年４月１日から平成29年３月31日）となります。

・　チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第２表以下についても同様です。）。

・　なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数（※）の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。

※　休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | 記　　載　　要　　領 | 注　意　事　項 |
| 「実績判定期間内の各事業年度」欄 | 実績判定期間内の各事業年度を、「ⓐ」から「ⓔ」の各欄に記載します。また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数（※）が100人以上である場合は下欄の「はい」、100人未満である場合は「いいえ」に○をします。なお、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数（※）が100人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください（確認後は、□に✔を記入してください。）。実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年3,000円以上（※）の寄附者の数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。 | 寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。イ　寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。ロ　寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。ハ　貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。 |
| 「年3,000円以上の寄附者の数」欄 | 実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が3,000円以上の寄附者の数（※）を、「ⓐ」から「ⓔ」の各欄に記載し、合計を「Ａ」欄に記載します。 |  |
| 「実績判定期間の月数」欄 | 実績判定期間の月数の総数を「Ｂ」欄に記載します。 | 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。 |

「認定基準等チェック表」（第１表　絶対値基準用）記載要領

※　休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 認定基準等チェック表　（第１表　条例個別指定法人用） |  |
| 法人名 |  | ﾁｪｯｸ欄 |
| 　都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること【留意事項】１　条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する場合に限ります。２　申請日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。 |  |
|  |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 条例を制定した都道府県又は市区町村 |  |
| 条例指定年月日 | 　　年　　月　　日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある | はい・いいえ | 事務所所在地 |
|  |

　　※　法人の所轄庁以外の都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し（公報の写し）を添付してください。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【記載要領】 |  |  |
| 項　　　　目 | 記　　載　　要　　領 | 注　意　事　項 |
| 「条例を制定した都道府県又は市区町村」欄 | 条例を制定した都道府県又は市区町村の名称を記載します。 |  |
| 「条例指定年月日」欄 | 条例指定を受けた年月日を記載します。 | 申請書を提出する日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。 |
| 「条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある」欄 | 該当する方に○をします。 | 「いいえ」の場合は、他のパブリック・サポート・テスト基準（相対値基準又は絶対値基準）を満たす必要があります。 |
| 「事務所所在地」欄 | 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内にある事務所の所在地を記載します。 |  |